



和5年度以後の年度分の就学援助費について適用し、令和4年度分までの就学援助費については、なお従前の例による。

- 3 令和5年3月に新入学児童生徒学用品費等の支給を受けた者については、改正後の規則別表の規定にかかわらず、令和5年度の新入学児童生徒学用品費等を支給するものとし、その支給額は、同表に定める新入学児童生徒学用品費等の額から同月に支給を受けた新入学児童生徒学用品費等の額を差し引いた額とする。